

議提第 2 号

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年6月19日

提出者	白石市議会議員	<u>澁谷政義</u>
賛成者	白石市議会議員	<u>大森貴之</u>
〃	〃	<u>佐藤龍彦</u>
〃	〃	<u>伊藤勝美</u>
〃	〃	<u>大野栄光</u>
〃	〃	<u>沼倉啓介</u>
〃	〃	<u>高橋鈍斎</u>
〃	〃	<u>平間知一</u>
〃	〃	<u>保科善一郎</u>
〃	〃	<u>佐久間儀郎</u>
〃	〃	<u>四竈英夫</u>
〃	〃	<u>高子秀明</u>
〃	〃	<u>森建人</u>
〃	〃	<u>角張一郎</u>
〃	〃	<u>菊地忠久</u>
〃	〃	<u>佐藤秀行</u>
〃	〃	<u>松野久郎</u>

白石市議会議長 小川正人 殿

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和43年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 議員の議員報酬は、令和2年7月1日から同年12月31日まで間に支給されるものに限り、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて支給する。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬の月額は、第2条第1項に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。